

2019年4月からの働き方改革の「福祉」業界への影響と対策

～「高齢者介護業界」の方も「障がい者福祉業界」の方も、是非お聞きください！～

★POINT★

2019年4月より、働き方改革関連法が施行され、すべての事業者には有給休暇の取得が義務化されます。また、時間外労働の上限も規制されます。

高齢者介護や障がい者福祉の業界は、ただでさえ人手不足で、更に人員基準の厳しい業界ですが、当然ながら、配置義務のある専門職にも有給休暇が義務化されます。どういう対策をすればいいのでしょうか？

今回の働き方改革関連法の福祉業界への影響を、福祉用具専門相談員出身の社会保険労務士が解説します！

★開催要領★

日時：2019年2月7日（木）13:30～16:30

会場：ハートフルスクエアG研修室30（JR岐阜駅東）

（JR高架下です。列車通過時に轟音と若干の振動がありますことご了承下さい）

受講料：3000円（介護福祉経営士資格お持ちの方2500円）

★講師：望月泰徳（もちづき ひろのり）氏★

（社会保険労務士・望月社会保険労務士事務所所長）

福祉用具専門相談員として約5年間介護業界に携わる。居宅の利用者との対話になるべく多くの時間を割くよう心掛け、最適な用具の提案をするほか、法人営業ではリネンや介護用品の販売で多くの介護施設との取引を経験する。その後年金事務所勤務を経て平成26年に社労士事務所を開設。現在は障害年金請求業務をはじめ、企業の諸手続、労務相談、各種アドバイザー業務を行っている。

C-MAS 岐阜中支部会員。

お申込み先：FAX 058-263-4885 E-mail eachduty89507@gmail.com

事業所名	
受講者氏名	
介護福祉経営士認定番号	（経営士の方のみ。14桁）
受講票郵送先：	
連絡先 TEL	
連絡先 FAX	
連絡先 E-mail	

上記フォームにご記入のうえ、FAXして頂くか、メールにて上記内容をお知らせください。

折り返し、受講票と振込用紙をお送りいたします。

お問合せ先：岐阜市松屋町12番地 菱屋ビル1階 各務克郎税理士事務所内 TEL：090-4860-5401

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

1 施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時な特別な事情がある場合でも年720時間、**月100時間未満**（※日労働時間）、
複数月平均80時間（※日労働時間）を上限に設定する必要があります。

2 施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

3 施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

**正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の
不合理な待遇差が禁止されます!**

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『働き方改革』の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

